

## 釧路市アイヌ施策推進地域計画新旧対照表

令和元年9月20日認定(令和4年3月10日変更認定)

新	旧
<p>1～5(略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1)文化振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業 事業内容:4-1掲載事業と同じ 事業期間:令和2年度～令和5年度 事業費:<u>52,656</u>千円</li> <li>・阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチュプノミ)情報発信事業 事業内容:4-1掲載事業と同じ 事業期間:令和3年度～令和5年度 事業費:<u>6,660</u>千円</li> <li>・アイヌ音楽文化育成事業 事業内容:4-2掲載事業と同じ 事業期間:令和3年度～令和5年度 事業費:<u>9,179</u>千円</li> </ul> <p>(2)地域・産業振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化ガイド事業 事業内容:4-3掲載事業と同じ 事業期間:令和元年度～令和5年度 事業費:<u>90,820</u>千円</li> </ul>	<p>1～5(略)</p> <p>6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費</p> <p>(1)文化振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業 事業内容:4-1掲載事業と同じ 事業期間:令和2年度～令和5年度 事業費:<u>64,071</u>千円</li> <li>・阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチュプノミ)情報発信事業 事業内容:4-1掲載事業と同じ 事業期間:令和3年度～令和5年度 事業費:<u>10,703</u>千円</li> <li>・アイヌ音楽育成事業 事業内容:4-2掲載事業と同じ 事業期間:令和3年度～令和5年度 事業費:<u>12,432</u>千円</li> </ul> <p>(2)地域・産業振興事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化ガイド事業 事業内容:4-3掲載事業と同じ 事業期間:令和元年度～令和5年度 事業費:<u>102,701</u>千円</li> </ul>

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>121,151</u>千円</li> <li>・阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>170,970</u>千円</li> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化関連観光プロモーション事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>304,226</u>千円</li> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>26,593</u>千円</li> <li>・アイヌ文化フェスティバル開催事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>92,347</u>千円</li> <li>・アイヌ工芸技術後継者育成事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和2年度～令和5年度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>113,441</u>千円</li> <li>・阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>191,018</u>千円</li> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化関連観光プロモーション事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>277,647</u>千円</li> <li>・(略)</li> <li>・アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>55,526</u>千円</li> <li>・アイヌ文化フェスティバル開催事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>104,677</u>千円</li> <li>・アイヌ工芸技術後継者育成事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和2年度～令和5年度</li> </ul>

新	旧
<p>事業費: <u>417,972</u>千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>7,677</u>千円</li> <li>・神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>39,170</u>千円</li> </ul> <p>(3)コミュニティ活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業 事業内容: 4-4掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>38,916</u>千円</li> <li>・春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業 事業内容: 4-4掲載事業と同じ 事業期間: 令和3年度～令和5年度 事業費: <u>278,231</u>千円</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>7～8(略)</p> <p>9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>① (略)</p>	<p>事業費: <u>145,317</u>千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>5,894</u>千円</li> <li>・神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業 事業内容: 4-3掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>272,091</u>千円</li> </ul> <p>(3)コミュニティ活動支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業 事業内容: 4-4掲載事業と同じ 事業期間: 令和元年度～令和5年度 事業費: <u>41,478</u>千円</li> <li>・春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業 事業内容: 4-4掲載事業と同じ 事業期間: 令和3年度～令和5年度 事業費: <u>274,743</u>千円</li> <li>・(略)</li> </ul> <p>7～8(略)</p> <p>9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項</p> <p>① (略)</p>



新	旧
<p>③ (略)</p> <p>④ 契約者</p> <p>⑤ 共用者(共用者の要件の考え方等を記載) 以下(略)</p> <p>⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況 <u>令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。</u> <u>令和4年12月12日に釧路市と根釧西部森林管理署との間でアイヌ共用林野契約を締結した。</u></p> <p>10 ①～⑧(略)</p> <p>⑨ 関係機関との事前調整状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況 令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。 令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 <u>令和4年8月1日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。</u></li> <li>・白糠漁業協同組合 令和元年8月26日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。 令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 <u>令和4年8月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。</u></li> </ul>	<p>③ (略)</p> <p>④ <u>予定する</u>契約者</p> <p>⑤ <u>予定する</u>共用者(共用者の要件の考え方等を記載) 以下(略)</p> <p>⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況 8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。</p> <p>10 ①～⑧(略)</p> <p>⑨ 関係機関との事前調整状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況 令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。 令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。</li> <li>・白糠漁業協同組合 令和元年8月26日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。 令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。 令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。</li> </ul>

## 釧路市アイヌ施策推進地域計画

- 1 アイヌ施策推進地域計画の名称  
釧路市アイヌ施策推進地域計画
- 2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体  
北海道釧路市
- 3 アイヌ施策推進地域計画の目標

### (1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

釧路地区(旧釧路市)においては、釧路川河口の高台を中心に古くからコタンが形成され和人との交易がなされており、それらは幕府がアイヌの人々と交易を行う釧路場所へと移行するという歴史があった。また阿寒地区(旧阿寒町)では、多くのアイヌの人々が本町地区周辺に居住し、阿寒湖周辺を狩場としてクマやシカを獲り、釧路場所での交易品としていた。

しかしながら明治以降の政府の勸農政策の影響により、アイヌの人々の生活は農耕主体の生活へと生活様式が変遷し、阿寒湖周辺をアイヌの狩場とするイオルは急速に失われ、伝統的な生活文化の継承も次第に困難になっていった。

釧路市には現在 1,121 人のアイヌの人々が居住し釧路市全人口の約0.6%を占めており、この数字は全道の人数の約6.7%に当たる(H25アイヌ生活実態調査)。

釧路市におけるアイヌ文化を取り巻く現状と課題について、釧路アイヌ協会が活動の拠点としている春採地域では、春採生活館で例年イチャルパ等の儀式を行っているほか、同生活館において道外から当市へ移住、長期滞在する方々や観光客を取り込んだアイヌ文化を体験できる事業として、刺繍、木彫、舞踊、トンコリ、語学、料理などの講習会等を行っており、同生活館はアイヌ文化の発信拠点として重要な役割を担っている。

一方で、釧路地区においてはアイヌ文化の伝承者の高齢化や経済的理由などにより、伝承活動は一部の有志のみに限定したものとなっているほか、活動拠点である春採生活館についても、建築から40年以上経過し老朽化が目立ち始め、文化伝承事業などの参加者の増加による狭隘化もあり、改築を要望する声が上がっており、今後、施設の状況を見極めながら、祭事や儀式、文化伝承事業の機能を充実させた改築、多機能型交流施設への転換などを検討していく必要がある。

また、釧路市立博物館や釧路市動物園においてもそれぞれにアイヌ文化の情報発信を行っているところであるが、釧路市立博物館においては世界最古級の木綿衣をはじめ貴重な所蔵品があるものの従来の手法では紹介が困難であり、さらにインバウンドの増加に伴い映像展示等新たな手法による情報発信が求められているほか、釧路市動物園においては体系的なアイヌ文化の情報発信までには至っておらず、アイヌの人々の自然との共生と動物たちの関連性を持たせた発信が求められる。

阿寒アイヌ協会の主な活動の拠点となる阿寒湖温泉地区については、戦後観光業が盛んになるにつれ、工芸品販売や歌、踊りなどアイヌ文化への需要が高まり、道内他地域からアイヌ工芸家等が流入し、昭和34年には前田一歩園主の前田光子氏がアイヌ民族に

土地を無償提供し、それまで分散していたアイヌ民族が集結。その後共同作業場が設置され、民工芸品店が軒を連ねる道内でも最大規模を誇る現在のアイヌコタンの原型が出来上がった。工芸家の中からは、故瀧口政満氏や故藤戸竹喜氏、故床ヌブリ氏など著名な工芸作家が誕生している。

上記のような経緯もあり、阿寒湖温泉地区においては、古くからアイヌ民族と和人とが協働したまちづくりを行ってきており、阿寒湖のアイヌ文化は他の地域にはない特色を有し、同じ市にある釧路地区と比べても異なった状況となっている。

しかしながら、阿寒湖温泉地区においても、アイヌコタンを支えてきた工芸家等が高齢化し、さらにはアイヌ工芸をはじめとするアイヌ文化を担うべき次世代の担い手についても、地域経済の低迷による雇用機会の減少等により地元を離れ、阿寒湖のアイヌ文化の特徴である高い工芸技術を継承・伝承していくことは喫緊の課題となっている。

これらのことから、釧路・阿寒の両協会が共同体を組織して実施するイオル再生事業等によるアイヌ文化の伝承・継承事業はもとより、アイヌ工芸技術の後継者育成の仕組みづくりが急務になっている。

さらには伝統は守りつつこれまでにない新たなアイヌ文化を活用したコンテンツの開発や国内外に向けたプロモーション等の取り組み、既存施設の活用を含めた体験プログラムの提供、持続的な価値を生み出す阿寒湖アイヌ文化のブランド化を進めるなど、経済的な自立に向けた取り組みを推進していくことが必要となっている。

こうした中で、アイヌ文化の価値向上、知的財産の保護管理などを目的とした一般社団法人阿寒アイヌコンサルンが、令和元年8月に設立されており、阿寒湖温泉地区のアイヌ文化の価値向上の取り組みの一翼を担うことが期待されている。

#### ※アイヌ関連団体

- ・釧路アイヌ協会(設立:昭和35年4月)
- ・リムセ保存会(設立:昭和42年2月)
- ・阿寒アイヌ協会(設立:昭和36年4月)
- ・阿寒アイヌ工芸協同組合(設立:昭和61年10月)
- ・阿寒アイヌ民族文化保存会(設立:昭和43年12月)
- ・一般社団法人阿寒アイヌコンサルン(設立:令和元年8月)

#### ※アイヌ文化等関連施設

- ・春採生活館  
所在:釧路市春採1-12-22  
現況:昭和53年12月設置 刺繍講習会など地域住民の交流の場となっている。
- ・緑町生活館  
所在:釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-43  
現況:平成10年設置 阿寒湖のアイヌ人々の伝承活動、コミュニティ活動等の場となっている。
- ・阿寒湖アイヌシアターイコロ  
所在:釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-84  
現況:平成24年4月設置 国内初のアイヌ古式舞踊専用シアターとしてアイヌ古式舞

踊等の演目を上演中。

・オンネチセ

所在：釧路市阿寒町阿寒湖温泉4-7-19

現況：昭和60年4月設置 過去には古式舞踊のほか様々なアイヌ文化の発信イベントの拠点となっていたが、イコロ開設後は工芸品の展示などにとどまっており、その有効活用が課題となっている。

(2)アイヌ施策推進地域計画の目標

地域におけるアイヌ文化の着実な伝承・継承活動や様々な形でのアイヌ文化の発信等を通じて、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を目指す。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 (伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業)	アイヌ文化の保存又は継承に資する事業 (阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェプノミ)情報発信事業)	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業 (アイヌ音楽文化育成事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (阿寒湖アイヌ文化体験事業)
KPI	体験交流事業の参加人数	イベント参加者数	伝承会開催回数	オンネチセ利用者数
令和元年度 (基準年度)	—	—	—	(実施設計実施)
令和2年度	60人/年間	—	—	300人/年間
令和3年度 (中間目標)	60人/年間	100人/年間	48回/年間	1,500人/年間
令和4年度	60人/年間	150人/年間	20回/年間	2,300人/年間
令和5年度 (最終目標)	60人/年間	200人/年間	20回/年間	3,000人/年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ文化ガイド事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (阿寒湖アイヌコタン活性化事業)
KPI	阿寒湖温泉延泊者数	相談件数	阿寒湖温泉延泊者数	阿寒湖アイヌコタンへの来訪者数
令和元年度	60万人/年間	5件/年間	60万人/年間	—



(基準年度)				
令和2年度	12.9万人/年間	8件/年間	12.9万人/年間	—
令和3年度 (中間目標)	29万人/年間	12件/年間	29万人/年間	(事業実施)
令和4年度	41.8万人/年間	16件/年間	41.8万人/年間	150人/日
令和5年度 (最終目標)	52.3万人/年間	20件/年間	52.3万人/年間	165人/日

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ文化関連観光プロモーション事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ文様を活用したアパレル商品等販売促進事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ文化フェスティバル開催事業)
KPI	阿寒湖温泉延宿泊者数	商品の売上高	阿寒湖温泉延宿泊者数	阿寒湖温泉延宿泊者数
令和元年度 (基準年度)	60万人/年間	(イベント実施)	60万人/年間	60万人/年間
令和2年度	12.9万人/年間	1,000千円/年間	12.9万人/年間	12.9万人/年間
令和3年度 (中間目標)	29万人/年間	—	29万人/年間	29万人/年間
令和4年度	41.8万人/年間	—	41.8万人/年間	41.8万人/年間
令和5年度 (最終目標)	52.3万人/年間	—	52.3万人/年間	52.3万人/年間

事業	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (アイヌ工芸技術後継者育成事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業)	観光の振興その他の産業の振興に資する事業 (神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業)	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 (高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業)
KPI	制作種類	博物館入館者数	釧路市動物園入園者数	阿寒町緑町生活館、春採生活館の延べ利用人数
令和元年度 (基準年度)	—	3万人/年間	(事前調査実施)	2,000人/年間
令和2年度	2種類/年間	1.5万人/年間	(基本構想策定)	2,000人/年間
令和3年度 (中間目標)	2種類/年間	1.65万人/年間	(基本設計等策定)	5,140人/年間

令和4年度	3種類／年間	1.82万人／年間	(実施設計等)	5,300人／年間
令和5年度 (最終目標)	3種類／年間	2万人／年間	11万人／年間	5,600人／年間

事業	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 (春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業)	地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業 (緑町生活館アイヌ地域交流拠点整備事業)
KPI	春採生活館の延べ利用人数	阿寒町緑町生活館の延べ利用人数
令和元年度 (基準年度)	—	—
令和2年度	—	—
令和3年度 (中間目標)	3,700人／年間	1,440人／年間
令和4年度	3,700人／年間	1,600人／年間
令和5年度 (最終目標)	4,000人／年間	1,600人／年間

#### 4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

##### 4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

■伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業・・・儀式、生活用具、伝統料理に必要な自然素材の確保を可能とするために伝統的生活空間を再生し、栽培地を整備することにより、アイヌの人々の文化の保存、継承、発展を図り、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活ができるよう知識の普及や啓発を促進する。

■阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチェプノミ)情報発信事業・・・阿寒湖が原産であるヒメマスとアイヌの関わりについて、ヒメマス祭り(カパチェプノミ)を通じて、アイヌ文化を継承していくための動画作成及び資料作成、アイヌ文化の情報発信などを行う。

##### 4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

■アイヌ音楽文化育成事業・・・アイヌの伝統楽器であるトンコリやムックリによるアイヌ音楽の演奏技術や伝統音楽の継承をする。

##### 4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

■阿寒湖アイヌ文化体験事業・・・阿寒アイヌ工芸協同組合が所有するオンネチセにおいて、観光客等にアイヌの伝統的儀式体験や木彫・刺繍、ムックリ製作及び演奏体験、アイヌ音楽、アイヌ料理体験などを提供するとともに、アイヌアート等の展示を多言語対

応するなど事業実施に必要な施設整備を行う。

- アイヌ文化ガイド事業・・・アイヌ民族自らがガイドとなるアイヌ文化ガイド事業を構築し、阿寒湖のアイヌ文化を観光客に伝えるとともに、先住民の文化やアドベンチャーツーリズムに関心の高い個人旅行者をターゲットとしたガイド事業のプロモーションを実施する。
- 阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業・・・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けて、アイヌ文様等を保護し、知的財産としての価値を高めるため、アイヌ文様及びそのデザイン等に関する情報発信、調査、相談、認証制度のPR、アイヌ文様デザインの作成・知的財産管理、アイヌ文化コンサルタントの認定・紹介などを行う。
- 阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業・・・WEBや動画作成を通じ、阿寒湖におけるアイヌ民族の手仕事等を伝承、実践するアーティストのプロモーションを行うほか、新たな商品開発・販売ルートの開拓を行い、アイヌ文化による阿寒湖温泉の観光振興を図る。
- 阿寒湖アイヌコタン活性化事業・・・阿寒湖アイヌコタンへの来訪者の増加、来訪者とアイヌの語り手との交流等、阿寒湖アイヌコタンの活性化のため、「阿寒湖アイヌコタンマップ」の作成と、阿寒湖アイヌコタンやアイヌ文化への興味・関心を高めるため、各商店の個性やアイヌ工芸家等の情報を充実させたWEBページを作成する。また、釧路空港を活用した阿寒湖アイヌコタンへの誘客に資する情報発信の取組みを行う。
- アイヌ文化関連観光プロモーション事業・・・阿寒湖アイヌシアター「イコロ」における新たな演目、デジタルコンテンツの制作をはじめ、既存の演目の磨き上げや様々なアイヌコンテンツの多言語化を図るなどし、WEBや動画、雑誌、TV等の媒体を活用して国内外に向けて発信するプロモーションを行う。
- アイヌ文様を活用したアパレル商品等販売促進事業・・・阿寒湖温泉地区のアーティストとメーカーにより開発するアイヌ文様デザインのアパレル商品等について、デザインの背景等アイヌ文化の情報発信と販売促進の取組みを行う。
- アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業・・・アイヌ高齢者等から伝承された芸術文化を日本各地において披露することで、アイヌ文化の振興を目指すとともに、阿寒湖温泉地区のアイヌコタンやアイヌシアターイコロなどへの観光プロモーションを行う。
- アイヌ文化フェスティバル開催事業・・・自然と共生してきたアイヌ文化の魅力を国内外に発信するために、アイヌ音楽やアイヌ古式舞踊、アイヌの食や文化体験を実施する。
- アイヌ工芸技術後継者育成事業・・・阿寒湖のアイヌ工芸の特色である大型木彫作品等を制作する技術を次世代に継承していくため、彫刻家の指導により、実際に作品を制作することで技術伝承を行う。加えて収益性のある小型作品や希少な祭祀具についても制作指導により技術伝承する。また、アイヌ文化伝承・技術継承が必要な取組の事業化の検討や工芸技術の継承を行う場の整備により、工芸技術の継承の促進・後継者の育成等による工芸技術の維持、経済力の向上を図る。
- 釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業・・・釧路市立博物館が所蔵する様々な貴重なアイヌ文化コンテンツについて、より多くの人々の目に触れられるよう映像で紹介する映像展示を新設するとともに、映像と関連したアイヌ文化に関するワークショップや講演会を実施する。
- 神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業・・・動物園が阿寒湖や釧路市内のア

アイヌ文化関連施設等へ旅行者を誘う拠点となるとともに、来場者の動物とアイヌ文化との深い関係性の理解を深めるために、キムンカムイ(ヒグマ)、サルルンカムイ(タンチョウ)、コタンコロカムイ(シマフクロウ)などの北海道に生息する動物たちとアイヌの暮らしとの関わりを理解できる観覧施設を整備する。

#### 4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業

■高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業・・・故・山本多助翁記述ノート及び収集した資料を翻刻・デジタル化し、釧路地方のアイヌ語や文化などを明らかにし、今後のコミュニティ等活動の基礎資料としていく。また、アイヌ民族の高齢者を専門家・有識者と位置づけ、高齢者が保有するアイヌの文化知見(歌、踊り、工芸、料理、儀式、ウパシクマ・ユーカラ等)を次世代に受け継いでいく。

■春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業・・・古来より大切に守り伝えられてきたアイヌの儀式や春採のアイヌ古式舞踊等の伝承活動を執り行うための文化伝承室と、アイヌの人々と地域住民の交流の場としての地域交流室、多目的室、調理室を整備することで、音楽活動、刺繍をはじめとする工芸品の制作活動、アイヌ語や料理の講座等コミュニティ活動を通じた地域住民へのアイヌ文化の普及啓発と次世代継承を図る。

■緑町生活館アイヌ地域交流拠点整備事業・・・当該建物は老朽化や利用者の高齢化が顕著であることから、高齢者等にも対応した多機能施設へと改修し、アイヌ住民と地域住民の交流やアイヌ文化振興など、アイヌ地域交流拠点として整備していく。

### 5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和6年3月31日まで

### 6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

#### (1)文化振興事業

・伝統的なアイヌ文化・生活の場の再生支援事業

事業内容:4-1掲載事業と同じ

事業期間:令和2年度～令和5年度

事業費:52,656千円

・阿寒湖原産のヒメマス祭り(カパチュプノミ)情報発信事業

事業内容:4-1掲載事業と同じ

事業期間:令和3年度～令和5年度

事業費:6,600千円

・アイヌ音楽文化育成事業

事業内容:4-2掲載事業と同じ

事業期間:令和3年度～令和5年度

事業費:9,179千円

## (2)地域・産業振興事業

- ・阿寒湖アイヌ文化体験事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:93,054千円
- ・アイヌ文化ガイド事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:90,820千円
- ・阿寒湖アイヌ文化ブランド化に向けた知的財産保護事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:121,151千円
- ・阿寒湖アイヌアーティストのブランド化事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:170,970千円
- ・阿寒湖アイヌコタン活性化事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和3年度～令和4年度  
事業費:15,235千円
- ・アイヌ文化関連観光プロモーション事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:304,226千円
- ・アイヌ文様を活用したアパレル商品等販売促進事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度内  
事業費:9,685千円
- ・アイヌ文化情報発信体験拡散プロモート事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:26,593千円
- ・アイヌ文化フェスティバル開催事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和元年度～令和5年度  
事業費:92,347千円
- ・アイヌ工芸技術後継者育成事業  
事業内容:4-3掲載事業と同じ  
事業期間:令和2年度～令和5年度  
事業費:417,972千円

・釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度～令和5年度

事業費:7,677千円

・神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業

事業内容:4-3掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度～令和5年度

事業費:39,170千円

(3)コミュニティ活動支援事業

・高齢者コミュニティ活性化による文化知見の伝承・共有化事業

事業内容:4-4掲載事業と同じ

事業期間:令和元年度～令和5年度

事業費:38,916千円

・春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業

事業内容:4-4掲載事業と同じ

事業期間:令和3年度～令和5年度

事業費:278,231千円

・緑町生活館アイヌ地域交流拠点整備事業

事業内容:4-4掲載事業と同じ

事業期間:令和3年度～令和5年度

事業費:11,078千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性(第1号基準)

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載(第2号基準)

■4-1に記載する各事業については、アイヌ工芸技術の伝承の場の設置やアイヌ高齢者のアイヌ文化に関する知見等を継承するなど、アイヌ文化の保存及び継承・伝承を推進することによって、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-2に記載する各事業については、地域におけるアイヌ文化の発信など、アイヌの伝統等の普及啓発を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-3に記載する各事業については、アイヌ文化体験事業やアイヌ文化ガイド事業、アイヌ文化関連観光プロモーションなど、アイヌ文化を活用した観光の振興等を進めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地

域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

■4-4に記載する事業については、アイヌの人々のコミュニティ活動や地域の人々との交流の拠点となる場を整備・管理することにより、アイヌの人々が民族としての誇りをもって生活でき、その誇りが尊重される地域社会の実現を図るものであり、共生社会の実現に寄与するものである。

(2) 反社会的勢力やその関係者(以下「反社会的勢力等」という。)の関与の可能性(第2号基準)

4の事業のうち釧路市立博物館アイヌ文化展示コーナー強化事業、神々(カムイ)に逢える釧路市動物園整備事業、春採生活館アイヌ地域交流拠点整備事業、緑町生活館アイヌ地域交流拠点整備事業については釧路市の事業として実施するものであり、反社会的勢力の関与はない。また、それ以外の事業については、(一社)阿寒アイヌコンサル、阿寒アイヌ工芸協同組合、釧路アイヌ協会、阿寒アイヌ協会、への委託を想定しているが、それぞれ反社会的勢力等の関与は認められない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること(第3号基準)

■事業の実施主体の特定

6で記載の各事業については、事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市立博物館、釧路市動物園、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市阿寒町行政センター保健福祉課、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が事業者を特定もしくは想定しており、その妥当性を検討している。

■事業実施のスケジュールの明確性

6に記載のスケジュールは、それぞれ事業担当部署である釧路市福祉部地域福祉課、釧路市教育委員会生涯学習部生涯学習課、釧路市立博物館、釧路市動物園、釧路市阿寒町行政センター阿寒湖アイヌ施策推進室、釧路市阿寒町行政センター保健福祉課、釧路市産業振興部阿寒観光振興課が特定もしくは想定している事業者からの聞き取り等を踏まえて作成したものであり、その妥当性を検討している。

■地域住民の意見聴取

計画の策定に当たっては、アイヌの人々はもとより地域住民の意見を聞き了解を得た。

8 目標達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況にかかる評価の手法

3に記載する各事業におけるKPIについて、実績値を公表する。また、庁内関係者連絡会議やアイヌ関係団体と連携し、目標の達成状況について検証を行い、改善点を踏まえて計画期間内の事業実施に反映する。

(2) 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期: 計画期間における毎年度3月末時点。

内容: 数値目標の達成状況について、毎年度7月頃に庁内関係者連絡会議やアイヌ関係団体と連携し、各事業の効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決

定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法

目標達成状況に係る評価結果については、毎年、市公式ホームページにて公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の必要性等

釧路市は北海道の東部に位置しており、北部に阿寒湖温泉地区、中部に阿寒地区、南部に釧路地区、西部に音別地区からなる。釧路・阿寒湖エリアは、釧路湿原国立公園と阿寒摩周国立公園の2つの国立公園を有し、豊かな自然に恵まれ、特別天然記念物の「タンチョウ」や「阿寒湖のマリモ」など貴重な動植物とその生態が見られる。

また、阿寒湖には、アイヌの人々が暮らしながら文化を継承する場として国内最大規模の「アイヌコタン」があり、釧路地区をはじめ大自然とアイヌ文化が融合する日本でも貴重なエリアとなっている。

アイヌの人たちは、伝統儀式に用いるイナウ(木製の祭具・ヤナギ等の枝で作る)をはじめとする各種の生活用具を周辺の森林から採取した樹木の枝・幹等の林産物を材料として制作していた。

こうした林産物の採取は、現在、春採湖周辺の市有地と北海道管理地で行われており、今後においては許可を得て環境省所管地、林野庁所管地、ニタイーの森((一財)前田一步園財団所有地)、釧路東インターチェンジ周辺においても行う予定である。

しかしながら、高齢化が進展しつつあり、環境省所管地、林野庁所管地においては手続きの煩雑さなどから採取するエリアが限られつつあり、今回の共用林野制度の特例措置により、こうした課題を解決し、アイヌ文化の維持及び次世代への継承を図る方針である。

② 当該事業により採取する林産物の種類、使用目的及び概ねの数量

イオル再生事業のための試験栽培用およびアイヌ伝統儀式の催行。

- ・エゾイラクサ : 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約20g
- ・ムカゴイラクサ: 若芽の葉は食用。成長した茎からは糸を作成・5株 種約100g
- ・ヤマブドウ : 若葉、ツルの若葉、実は食用。ツルで靴や籠を作成・種約200粒
- ・エハ(ヤブマメ): 食用・地上種200粒、地下種約50粒
- ・オオウバユリ : でんぷんの採取、食用・10鱗茎、種約50g
- ・ガマ : 茎葉を乾燥させゴザを編む・種約2.0g
- ・ニンソウ : 食用10株・種約50g
- ・ヒエ : 食用10株・種約50g
- ・アワ : 食用10株・種約50g
- ・フキ : 食用50Kg
- ・コゴミ : 食用10kg
- ・ワラビ : 食用10kg
- ・キノコ各種 : 食用5Kg
- ・ヤナギ : 儀式・儀礼用 枝約300本
- ・ミズキ : 儀式・儀礼用 枝約300本



- ・キハダの実 : 食用 2kg
- ・ハギ : 儀式・儀礼用 枝約50本
- ・エゾノウワミズザクラ : 儀式・儀礼用 枝約50本
- ・ドマツ : 儀式・儀礼用 枝約100本
- ・行者ニンニク : 食用 2kg
- ・ササ : 食用 約100本
- ・ヨモギ : 食用 約100本
- ・イケマ根茎 : 食用 約20本

③ ②の林産物の採取を希望する場所及び管轄する森林管理署又は森林管理支署の名称

- ・場所: 釧路市阿寒町 根釧西部森林管理署 国有林
- ・管轄: 北海道森林管理局根釧西部森林管理署

④ 契約者  
釧路市

⑤ 共用者(共用者の要件の考え方等を記載)

釧路市内に居住する者であって、イオルの再生やイナウの作成・使用等を通じて、アイヌ文化の復興等に資する意向のある者等(個々の共用者は契約時に作成する規約書において記載する)

⑥ 管轄する森林管理署または森林管理支署との事前調整状況

令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。  
令和4年12月12日に釧路市と根釧西部森林管理署との間でアイヌ共用林野契約を締結した。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項

① 当該事業の概要

アイヌの人々にとって鮭は、カムイチェブ(神の魚)、シペ(本当の食べ物)として、食料としてはもちろん衣服や履物にもなり、アイヌの人々の生活に欠かすことのできない大切な魚であった。鮭が遡上する舌辛川、阿寒川沿いのコタン(集落)では、マレク(突き<sup>かぎ</sup>鉤)等を使った漁が行われ、秋にはその年最初に獲れた鮭をカムイに捧げる儀式である「アシリチェブノミ(新しい鮭を迎える儀式)」が行われていた。

アイヌにおいて継承されてきた漁法を保存または継承し、漁法等に関する知識の普及啓発を行うため、平成30年度に白糠郡白糠町の茶路川にて白糠町のアイヌ協会会長からマレクの作成方法、漁法等に関する知識を習得した。令和元年度からは、マレク漁を一般の子供から大人に体験してもらい、鮭を使ったアイヌ伝統料理を提供する体験交流型イベントを開催し、また、とばや鮭の皮を用いた服・靴などを作り、アイヌ文化の伝承と理解の増進を図る方針である。

② 実施主体

一般社団法人阿寒アイヌコンサルン

住所: 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 4 丁目 7 番 19 号

代表者氏名: 理事長 廣野 洋

③ 採捕の区域

釧路市阿寒町の舌辛川(富士見橋から鹿鳴の滝の区域)、阿寒川(釧路市桜田12線、桜田橋上流端の線から北電飽別電力所ピリカネツプ取水口下流端の線までの区域)、白糠郡白糠町の茶路川(大苗河原線大苗橋から町道上川西右線協和橋の区域)(別添位置図参照)

④ 採捕の期間

9月~11月

⑤ 採捕する水産動物の種類及び数量

鮭合計100尾

⑥ 使用漁具

種類: マレク

規模: 長さ200cm

数量: 5本

漁法: マレク(突き<sup>かぎ</sup>鉤)によるアイヌ民族伝統漁法(別添資料参照)

⑦ 採捕従事者

数名程度

釧路市教育委員会生涯学習課

⑧ 使用船舶

なし

⑨ 関係機関との事前調整状況

・(社)十勝釧路管内さけ・ます増殖事業協会との事前調整状況

令和元年8月23日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

令和4年8月1日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

・白糠漁業協同組合

令和元年8月26日に釧路市から計画の概略を説明し、内容について了解を得た。

令和3年2月24日に計画変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

令和4年2月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

令和4年8月3日に計画の変更の概略を説明し、内容について了解を得ている。

# 別紙 採捕の区域

1:200,000  
 1975年10月1日現在  
 416号



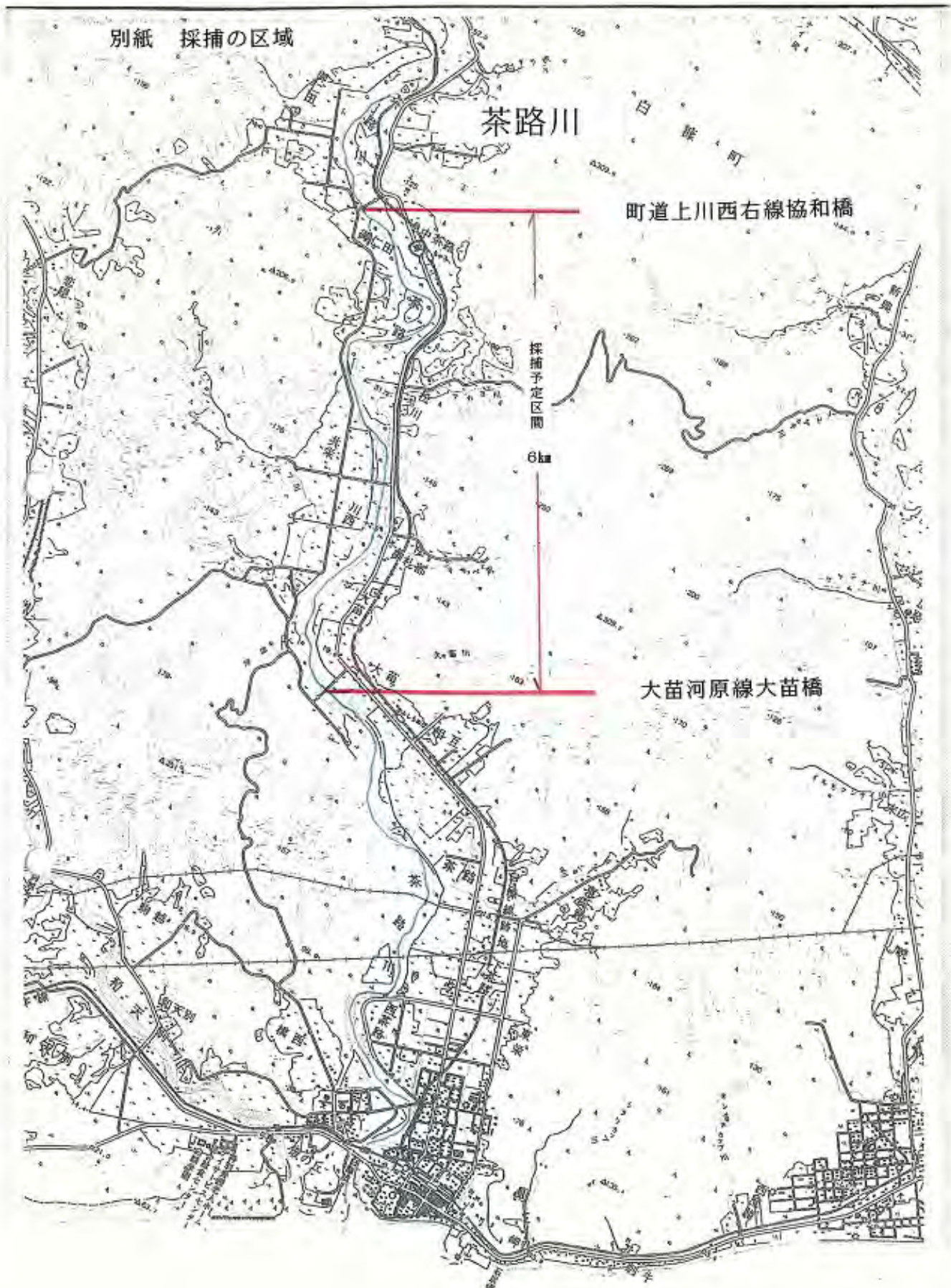
別紙 採捕の区域

茶路川

町道上川西右線協和橋

採捕予定区間  
6km

大苗河原線大苗橋



マレク



※ このカギが取り付けられていないほうに棒を取り付ける。